

地方行財政の充実強化に関する決議

我が国は、人口急減、超高齢化という極めて深刻な課題に直面しており、生産年齢人口の減少は、都市自治体の経済・財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、人口戦略を国の最優先課題に位置付け、国と地方が一体となって総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

こうした中、都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、地方創生、デジタル化・脱炭素化の推進、防災・減災対策、社会インフラの老朽化対策、福祉・医療・教育の充実や、こども・子育て政策の強化等による人口減少対策に加え、人件費の大幅増、物価高騰や金利上昇への対応など、様々な課題に対応するために必要な財政需要は増加の一途にあり、安定的な都市税財源の確保が不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映するとともに、合意形成のうえ施策を実施すること。

また、国の責任で行われるべき事業の実施や新たな制度の創設または見直しに伴い地方で必要となる費用については、全額国費による財政措置を講じること。

2. 我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

3. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分「5対5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

4. 年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止・減税等、地方財政の運営に大きな影響を与える税制改正を行う際には、地方交付税不交付団体を含む自治体の財政運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

5. 地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め、地方税財源を拡

充することによる地方の財源不足の解消、さらには東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。

6. 恒常的な地方交付税の財源不足については、引き続き臨時財政対策債など特例措置に依存することなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、安定的に地方交付税総額を増額確保すること。

また、基準財政需要額の算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、都市自治体の実態を的確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

7. 地方創生、デジタル化・脱炭素化の推進、防災・減災、国土強靱化対策やこども・子育て政策の強化等による人口減少対策に加え、人件費の大幅増、物価高騰や金利上昇への対応など、増大する都市自治体の財政需要については、単独事業も含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。
8. 人口減少問題への対応による新たな地方創生の実現に向けて、都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を拡充するなど、十分な地方財源を確保すること。
9. 疲弊した地域経済の回復や、現下の物価高騰等へ対応するため、都市自治体の安定的な行政運営に必要な財源を確保すること。また、物価高騰等に直面する事業者、子育て世帯及び教育保育施設、生活困窮者及び社会福祉施設等に対し、支援の充実強化を図ること。

10. 固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する市町村財政を支える極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

令和5年度に創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置については、期限の到来をもって確実に終了すること。

11. 国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう、十分な予算の確保、補助率の引上げや補助単価等を現下の人件費・資材価格高騰等の実態に即して改善するなど、財政支援を強化するとともに、事務手続きの簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

12. ふるさと納税制度については、住民税の減収により都市自治体における行政サービスの安定的な提供に著しい影響があることから、制度の抜本的な見直しを行うこと。また、ワンストップ特例制度における所得税控除相当額の個人住民税減収分については、その全額を地方特例交付金等で補填すること。

13. 国民健康保険制度の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

また、医療保険制度改革に伴い、保険者の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

14. こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止に留まらず、都市自治体が独自に実施しているその他の医療費助成に係る同保険の減額調整措置に

についても、すべて廃止すること。

15. 介護保険制度について、介護保険料や介護サービス利用時の自己負担が年々増加する中、将来にわたって全ての国民が安心してサービスを受けることができる、持続可能な社会保障制度となるよう、必要な財源を確保した上で、国庫負担割合を引き上げる等、保険料等の上昇を抑える対策を講じ、制度の見直しを行うこと。
16. 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、障害者総合支援法等に基づく各事業を安定的に運営し、障害福祉サービスを提供できるよう、必要な財源を確保すること。また、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、各事業の実態に応じて、十分な財政措置を講じること。
17. 学校施設は児童生徒の学習の場であり、災害時には避難所の役割も担うため、新增築、老朽化に対応する改築、長寿命化や防災機能の強化等を計画的に実施できるよう、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図るとともに、十分な当初予算を確保すること。
特に、空調設備の整備、トイレ改修、給食施設整備等については、児童生徒の学校生活環境を更に改善していくことができるよう、財政措置の拡充を図ること。
18. GIGAスクール構想の更なる展開に向け、今後も見込まれる端末の更新等の維持管理や改善費用などについて、ICT教育における地域格差が生じないように、国の責任において、引き続き、国費による恒久的な財政支援を講じること。また、LTEモデルタブレット端末等通信費への財政支援を講じるとともに、通信事業者に対し端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。
19. 人口減少に伴う地域経済の縮小や深刻な担い手不足の問題に対応するため、女性、高齢者、外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。
20. 外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策に必要な法整備を行い、実効性のある多文化共生政策を推進すること。
21. 外国人の受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現について、一元的な体制の下、責任を持って取り組むとともに、外国人に関する諸施策については都市自治体の意見を十分に尊重すること。
また、日本語初期指導教室の制度化や外国人児童生徒が多い学校における教員の拡充など、学校教育環境の整備を行うとともに、都市自治体が行う日本語教育のボランティアの育成・確保を始めとする各種事業に要する費用について、十分な財政支援を講じること。
22. 外国人市民に対する情報提供や相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・拡充及び運営に係る費用の一部に対する財政支援である外国人受入環境整備交付金について、人件費を中心とした交付基準の見直しを行うことなく、現状の交付基準を維持し、十分な予算を確保すること。
23. 社会全体のデジタル化を推進するため、都市自治体におけるシステムの整理や標準化・共通化に伴い発生する様々な移行経費や運用経費などについて、必要な支援や十分な財政措置を講じるとともに、ガバメントクラウドの利用料等の運営経費については、先行事例や既にクラウドで運用している自治体の実証分析等を行ったうえで、国が主体となって、関係者との協議による適切な料金設定や為替リスクへの対応を行うなどにより、現行の運用コストよりも負担増とならないようにするとともに、運用経費について、適切な財政支援措置を確実に講じること。

また、令和7年度までに標準準拠システムに移行する団体と令和8年度以降に移行する団体との間に財政負担の不公平が生じないように是正措置を講じること。

24. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、都市自治体のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源の乏しい中山間地域の都市自治体にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

25. 地方創生に不可欠な基盤である高速道路・幹線道路、リニア中央新幹線をはじめとする交通ネットワークの整備を促進するとともに関連事業に係る積極的な財政支援を講じること。

また、地域公共交通は住民生活や地域経済活動に不可欠で重要な社会基盤としての役割を担っていることから、各種交通事業者に対して持続的かつ安定的な経営を維持できるよう積極的な支援を行うこと。

26. 公共施設等の集約化・複合化、転用及び廃止等を着実かつ計画的に進めるため、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び対象の拡大、要件の緩和を図るとともに、財政措置を拡充すること。

27. 住民の安全で安心な暮らしを実現するため、下水道事業における管渠の老朽化対策などについて、十分な財政支援を講じること。

28. 公共事業の計画的な実施に支障が生じることのないよう、現下の資材価格高騰等を踏まえ、補助限度額の引上げを行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

29. 公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業として実施する脱炭素化推進事業について、令和7年度までとなっている事業期間を延長するとともに、その財源となる脱炭素化推進事業債についても延長すること。

30. 亜炭鉱の廃坑対策を推進するため、民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。

また、ハザードマップ作成等に当たっては、採掘許可権者である国が所有する各種情報の提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国は技術的知見から積極的に参画すること。

31. 地域住民の生命と健康を守る拠点である公立病院・公的病院等について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、物価・人件費高騰等を踏まえた適切な診療報酬改定や不採算部門への交付金、医療提供体制の維持に必要な支援など、十分な財政措置を講じること。

32. 定期予防接種について、予防接種法に基づく対象者からの実費徴収は難しく、その種類の増加とともに都市自治体の財政負担増となることから、自治体間格差が生じないように国費による財政支援を講じること。また、新型コロナウイルスワクチン定期接種化に当たり、令和6年度に国より交付されたワクチン生産体制等緊急整備基金による助成金について、次年度以降も継続すること。

33. 戸籍への振り仮名記載に当たり、全ての市民に対する仮の振り仮名通知や届出受付など多くの新たな業務が発生することから、戸籍事務が法定受託事務であることに鑑み、電話対応業務や特設窓口等に対する経費など、当該業務に係る費用は国が全額負担すること。

34. 持続可能で安定した都市自治体の運営を図るため、職員の確保・定着に影響が生

じることのないよう地方公務員等の給与制度のあり方について検討するとともに、人件費の所要額について、財源確保を図ること。

以上決議する。

令和7年5月21日

東海市長会

防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

近年、地震や津波等による大規模な災害が発生するとともに、各地で記録的な豪雨による河川の氾濫や土砂災害が頻発化するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靱化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 次期国土強靱化対策について、中長期的な見通しの下、防災・減災、国土強靱化のための取組が着実に推進できるよう、引き続き対策を講じること。
特に、大規模災害が発生した際、迅速かつ円滑な避難や支援が可能となるよう、幹線道路のダブルネットワーク化、避難路の整備とともに、老朽化が進む橋梁や上下水道の耐震化・長寿命化を早急に実施できるよう、必要となる財源を安定的・継続的に確保すること。
2. 道路、河川、砂防、上水道、下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、防災安全交付金・社会資本整備総合交付金等の予算・財源を例年以上の規模で確保すること。
3. 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。
4. 災害時に避難場所となる指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の広域的な確保、冷暖房器具や発電機等の非常用設備の導入、バリアフリー化、トイレカー、防災井戸の整備等、地域の実情に応じた被災者支援体制の充実強化や避難所の環境改善等の計画的な整備に対し、安定的・継続的に予算を確保すること。
5. 台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、砂防堰堤や遊砂地等の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。
6. 都市自治体が厳しい財政状況の下で、防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を恒久化すること。また、対象事業の拡充とともに財政措置の一層の充実・強化を図ること。

以上決議する。

令和7年5月21日

東海市長会

こども・子育て施策の充実強化に関する決議

少子化に伴う人口減少の加速化は、経済活動や社会保障機能の維持に支障を来すなど、全ての国民に影響を及ぼすとともに、地域の存亡に関わる切実な問題であり、我が国の未来を左右する喫緊の課題でもある。

それには、子育て世代の経済的・精神的負担感など、将来への不安を払拭し、結婚やこどもを産み育てることに対する多様な価値観を尊重しながらも、若者が希望どおりに結婚し、こどもを産み育てることができる環境整備に向けて、こども・子育て施策を充実強化し、少子化の傾向を反転させる必要がある。

こども・子育て施策の実施に当たっては、国と地方が手を携えて取り組むことが肝要であり、真に実効性ある取組が展開できるよう、国と地方が実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換・協議を行うなど、地方の意見を反映する必要がある。

また、「こども未来戦略」に基づく「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策や今後拡充された場合の施策の実施にあっては、国と地方の適切な役割分担の下、地方が安心して施策に取り組めるよう制度や経営資源を充実する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. こども・子育て施策の抜本強化に向けて必要な財源は、こども・子育ての基本となるべき施策に地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保すること。併せて、地域の実情に応じてきめ細かなサービスを提供できるよう、都市自治体が独自に活用できる財源の確保・充実を図ること。
2. 子育てしやすい社会の実現に全国で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要なサービスを公平に受けることができるよう、こども医療費について全国一律の国の保障制度の創設に向けた道筋を速やかに示すこと。
3. こどもに係る国民健康保険料（税）の均等割額を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。
4. 幼児教育・保育の無償化や「こども・子育て支援加速化プラン」に掲げる施策の実施に伴う保育需要の増大に対応するため、都市自治体が行う地域の実情に即した幅広い保育人材の確保・育成や施設整備等に対する十分な財政措置を国の責任において講じること。
また、人材確保を確実なものとするため、保育士等に係る給与の全体を底上げする抜本的な改革を行うこと。
5. こどもの良好な環境づくりのため、市町村がまとめた施設整備計画に支障が出ないよう、就学前教育・保育施設整備交付金について、地域の要望に応えられるよう、既存補助率の嵩上げなどの制度整備と十分な財政措置を講じること。
6. 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、看護師等

の安定的な確保や育成、補助事業の拡充など、必要な支援を行うこと。

また、特別な配慮を要することの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、補助制度の拡充など十分な財政支援を講じること。

7. 学校給食の無償化に当たっては、都市自治体間の財政力にかかわらず必要となる費用を全額国費で措置するとともに、栄養や地域特性を活かした学校給食の質を損なうことのない仕組みとするよう慎重な検討を行うこと。

以上決議する。

令和7年5月21日

東海市長会